

平成 26 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 27 年 6 月

「平成 26 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 13 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 26 年度の政策評価実施件数は、2,432 件（平成 25 年度実績：2,559 件）。

○ 事前評価：867 件

- ・ 公共事業：348 件
- ・ 研究開発課題：155 件
- ・ 租税特別措置等：138 件 等

○ 事後評価：1,565 件

- ・ 目標管理型の政策評価（注）：296 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価：560 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：678 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価。

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施。

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：235 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：60 件 等

また、

予算概算要求に反映	: 250 件
事前分析表に反映	: 93 件

○ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象とした評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：533 件
- ・ 改善・見直しを実施：21 件
- ・ 休止又は中止：6 件

⇒ 2 省で計 6 事業を休止又は中止 [厚生労働省、国土交通省]

上記 6 事業うち 5 事業（注）に係る総事業費：約 460 億円

同

残事業費：約 412 億円

（注）6 事業のうち 1 事業については、事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費等については未定。

3 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）
「消費者取引」（平成 26 年 4 月 18 日勧告）及び「食育の推進」（評価を実施中）について実施。
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、11 行政機関の 144 件。このうち 133 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、33 件について課題が解消。
 - ・ 規制の事前評価の点検
対象とした政策評価は、11 行政機関の 119 件。このうち 66 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、全ての評価について課題が解消。
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、3 行政機関の 15 事業区分 58 件。このうち 18 件について個別の指摘を実施。また、7 事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を実施。指摘に対し、各行政機関が修正等の作業中。
なお、平成 25 年度の点検対象のうち、4 事業区分 19 件についても、点検結果を 26 年 12 月 25 日関係行政機関に通知し、公表。
 - ・ 目標管理型の政策評価の点検
対象とした政策評価は、17 行政機関の 296 件。平成 26 年度は、ガイドライン（注）に基づく取組の初年度であることを踏まえ、各行政機関における取組について概観を得るため、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検を実施。点検状況を踏まえ、今後の政策評価の実施に当たってガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、今般みられた目標管理型の政策評価に係る共通的な課題を各行政機関に共有。

（注） 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）

4 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）

- 目標管理型の政策評価について、標準化・重点化の取組を政府全体で実施など
- 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等
 - ・ 標準化については、本評価を実施した全ての行政機関（17 機関）が目標の達成度合いを各行政機関共通の 5 区分を用いて表示。
 - ・ 実施時期の重点化については、17 行政機関中 7 機関（約 4 割）が、施策ごとに評価を実施する年度を定め評価を実施。
 - ・ 内容の重点化については、目標未達成の原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性を明らかにするなど、踏み込んだ評価も一部あり。
 - 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）
平成 26 年 6 月の独立行政法人通則法の一部改正法の成立に伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会を改組することとし、27 年 4 月から政策評価審議会を発足。

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、平成 14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 26 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 13 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 26 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等-----	11
2 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）-----	13
III 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1 各行政機関が行う政策評価（概要）-----	15
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）-----	31
IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕	
内閣府-----	35
宮内庁-----	45
公正取引委員会-----	47
国家公安委員会・警察庁-----	51
特定個人情報保護委員会-----	59
金融庁-----	63
消費者庁-----	71
復興庁-----	77
総務省-----	81
公害等調整委員会-----	87
法務省-----	91
外務省-----	97
財務省-----	107
文部科学省-----	115
厚生労働省-----	123
農林水産省-----	139
経済産業省-----	153
国土交通省-----	161
環境省-----	179
原子力規制委員会-----	185
防衛省-----	189
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況-----	193
2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等-----	195

- * 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 26 年度に評価書が公表されたものである。
なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 27 年度予算の成立が 27 年 4 月 9 日となったことから、27 年 4 月までに公表されたものを含んでいる。
- * 「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。
なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)

(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html
国家公安委員会・ 警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
特定個人情報保護委員会	http://www.ppc.go.jp/news/policy-evaluation/
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
復興庁	http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/seisaku/000656.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
原子力規制委員会	http://www.nsr.go.jp/nra/seisaku_jikkou/hyouka/index.html
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html
政策評価ポータルサイト (総務省ホームページ)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

(注) 1 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである(平成27年6月1日現在)。

2 各行政機関の政策評価書は、上記URLのほか、次の手順によっても閲覧可能。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)

↓

「政策評価」

↓

「政策評価ポータルサイト」

↓

各行政機関の「政策評価トップページ」